

糸島市における総合事業 事業者指定の方針等について

平成30年1月25日

糸島市 健康増進部 介護・高齢者支援課

1 介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスについて(共通事項)

(1)事業者指定について

【みなし指定とは？】

平成27年3月31日現在介護予防訪問介護事業者及び介護予防通所介護事業者として指定を受けている事業者は、総合事業における現行の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスを提供する事業者として、全国の市町村が指定したとみなすもの。

○みなし指定による指定の有効期間

平成27年4月1日～平成30年3月31日までと期限が定められている。

○平成30年4月1日以降について

サービスを提供する被保険者の保険者ごとに指定をとらなければ、サービスの提供はできなくなる。

1 介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスについて(共通事項)

(2)糸島市における事業者指定の方針について

○糸島市内の指定事業所

現在、糸島市の被保険者である要支援者等に対しサービスを提供し、平成30年4月以降もサービス提供を行う場合は、事業所指定を行う。

○糸島市外の指定事業所

現在、糸島市の被保険者である要支援者等に対しサービスを提供し、平成30年4月以降もサービス提供を行う場合は、事業所指定を行う。

※原則、利用者がいない事業所(平成30年1月末日現在)については、新規指定は行わない。

※現在利用者がいる事業所であっても、その利用者が糸島市に住んでいない場合、又は事業実施地域に糸島市が入っていない場合、新規指定は行わない。

(例)住民票を動かさず、遠方の有料老人ホームに入居し、そこで通所サービスを利用している被保険者がいる場合等

1 介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスについて(共通事項)

(2)糸島市における事業者指定の方針について

○次の場合は、例外措置として市外の事業所を指定する。

- ①糸島市に隣接する自治体に所在する事業所で、糸島市の被保険者に対しサービスの提供を行った実績があり、施設の所在する自治体で総合事業の指定を受け、事業実施地域に糸島市が入っている場合。ただし、過去に利用していた被保険者が糸島市に住んでおり、その場所に住民登録している場合に限る。
- ②糸島市の被保険者でありながら、他の自治体に住んでおり、虐待等のやむを得ない事情によりその居所に住民登録を行うことができないが、そこでサービス提供を受ける必要がある場合。ただし、マネジメントを担当する地域包括支援センターが市へ事前に相談し、虐待等の事実確認を行ったうえで、認められた場合に限る。

1 介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスについて(共通事項)

(3)事業者指定基準、請求事務等について

○事業者の指定基準は、現行の介護予防訪問介護及び通所介護と同一となる。

○請求方法は国保連合会経由であることは変わらず。ただし、請求コードは平成30年4月より変更となる。

(資料2「介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表」参照)

○介護予防・日常生活支援総合事業単位数サービスコード表の中で、どのコードを使用するかということは、保険者によって異なるため、留意が必要である。

※糸島市における運用については、11ページ以降に示すとおり。

○糸島市の指定事業者は、糸島市の地域区分の単価が適用される。

糸島市の地域区分単価:訪問型サービス10.42円 通所型サービス10.27円

平成30年4月からサービスコードは変更になります。必ずサービスコードの確認を行ってください。

1 介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスについて(共通事項)

(4)糸島市における事業者指定のスケジュールについて

平成30年2月1日～28日 指定申請受付

平成30年4月1日付 2月28日までに申請受付を行った事業者に対する指定通知

※平成30年4月1日からサービス提供を行う事業者は、平成30年2月28日までに申請を行う必要あり。

※平成30年3月1日以降に申請を行った事業者については、申請月の翌々月の1日付で指定通知を行う。(3月1日申請の場合、5月1日指定通知)

※今回の指定有効期限は、原則として訪問介護又は通所介護、地域密着型通所介護の事業者としての指定有効期限に合わせる。

※今後、更新申請を行った場合、有効期限は6年間となる。

※更新申請については、通所介護又は訪問介護と同時期に行うこととなるが、申請窓口は福岡県と糸島市の2か所になる。そのため、更新申請手数料についても、それぞれに支払うことになる。

※地域密着型サービスの場合は、申請窓口は同じ(市)であるため、同時に申請を行えば、手数料を二重に支払う必要はない。

1 介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスについて(共通事項)

(5)利用者との契約について

○平成30年3月末で、介護保険法の改正に伴う経過措置の期間が終了するため、契約書・重要事項説明書等の文言は、見直す必要がある。
(下記例示参照)文言は例示であり、これに限るものではない。法令やガイドラインに従って修正を行うこと。

| 変更前 | 修正例 |
|------------|--|
| 介護予防訪問介護 | 第1号訪問事業 |
| 介護予防通所介護 | 第1号通所事業 |
| 介護予防サービス計画 | ①予防給付のみ又は総合事業と予防給付併用の場合 介護予防サービス計画 ②総合事業のみ利用の場合 介護予防・生活支援サービス計画 |
| 介護予防訪問介護計画 | 訪問型サービス計画 |
| 介護予防通所介護計画 | 通所型サービス計画 |

1 介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスについて(共通事項)

(6)書類の保存期間について

書類の保存年限は、完結の日から5年間となる。

《対象となる書類》

- ・サービスに関する記録(個別サービス計画、サービス提供の記録、利用者への通知文書等)
- ・事故に関する記録
- ・苦情に関する記録

※保存年限期間にある書類については、実地指導等で確認を行うことがあります。
個人情報として、厳格な管理を行ってください。

2 介護予防訪問介護に相当するサービスについて

(1) サービスの基準

人員、設備、運営の基準について、国が省令で定めた基準とする。(現行の基準と同様)

●介護予防訪問介護に相当するサービスの指定基準(要介護者と一体型)

| | |
|----|--|
| 人員 | ①管理者 常勤・専従1名以上 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 ③サービス提供責任者 常勤の訪問介護員のうち、利用者40人に1人以上 ただし、常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務を主として従事する者が1人以上配置されている事業所は、利用者50人に1人以上 |
| 設備 | ①事業の運営に必要な広さを有する専用の区画 ②必要な設備・備品 |
| 運営 | ①運営規程等の説明・同意 ②提供拒否の禁止 ③訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理 ④秘密の保持等 ⑤事故発生時の対応 ⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等 |

2 介護予防訪問介護に相当するサービスについて

●介護予防訪問介護に相当するサービスの提供形態例(要介護者と一体型)

| | |
|--------------|---|
| 人員 | ①管理者 常勤・専従1名以上 ②訪問介護員等 常勤換算2.5人以上 ※資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者 |
| サービス提供責任者の配置 | ①利用者数40人の場合 サービス提供責任者 1人 ②利用者数90人の場合 サービス提供責任者 3人 ③利用者数150人の場合 サービス提供責任者 4人※ |

※常勤のサービス提供責任者を3人以上配置し、かつサービス提供責任者の業務を主として従事する者が1名以上配置されている事業所は、利用者50人に1人以上の基準でサービス提供責任者を配置できる。このため、利用者数が150人でもサービス提供責任者が3人の場合がある。

2 介護予防訪問介護に相当するサービスについて

(2) 単価等

○ 現行の介護予防訪問介護と同様に月額包括報酬とし、報酬単価も同様とする。

(1回あたりの単位は使用しない。)

○ 加算についても、現行と同様とする。

※ 詳細はサービスコード表 参照

| サービス内容略称 | 利用対象者 | サービスコード項目 | 単位数 | サービスコード種類 |
|-------------------------|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 訪問型サービスⅠ (週1回程度) | 要支援1・2 事業対象者 | 1111 | 1,168単位 | A2 |
| 訪問型サービスⅡ (週2回程度) | 要支援1・2 事業対象者 | 1211 | 2,335単位 | |
| 訪問型サービスⅢ (週2回を超える程度) | 要支援2 | 1321 | 3,704単位 | |

※平成30年3月までみなし指定事業者が使用していた「A1」コードは廃止されます。ご注意ください。

2 介護予防訪問介護に相当するサービスについて

(3) 基本的な考え方

- 今後要介護者数の増加に伴い、訪問介護のニーズが大幅に増大することが見込まれる。訪問介護員の人材不足の状況は続いているため、現行の訪問介護に相当するサービス提供対象者については、有資格者の支援が必要な者を中心とする方向へ変更する。

※対象者の考え方

訪問介護員によるサービス提供対象者は、以下のようなケースとなる。

- ①身体介護を要する者
- ②認知機能の低下や精神・知的障害等により日常生活に支障があるような症状、行動が認められる者
- ③退院直後で心身の状態が変化しやすく、専門的なサービスが必要な者
- ④心疾患や呼吸器疾患、がんなどの疾患を有し、日常生活動作時の息切れ等により、日常生活に支障がある者
- ⑤ゴミ屋敷になっている等の理由で専門的な支援を必要とする者 など

※③④については、心身の状態が安定したところで、サービスの必要性を再検討する。

3 介護予防通所介護に相当するサービスについて

(1) サービスの基準

人員、設備、運営の基準について、国が省令で定めた基準とする。(現行の基準と同様)

●介護予防通所介護に相当するサービスの指定基準(要介護者と一体型)

| | |
|----|--|
| 人員 | <ul style="list-style-type: none">①管理者 常勤・専従1名以上②生活相談員等 専従1名以上③看護職員 専従1名以上④介護職員 ~15名 専従1名以上 15名以上 利用者1人につき専従0.2人以上 (生活相談員・介護職員の1名以上は常勤)⑤機能訓練指導員 1名以上 |
| 設備 | <ul style="list-style-type: none">①食堂・機能訓練室(3㎡×利用定員以上)②静養室・相談室・事務室③消火設備その他の非常災害に必要な設備④必要なその他の設備 |
| 運営 | <ul style="list-style-type: none">①運営規程等の説明・同意②提供拒否の禁止③衛生管理④秘密の保持等⑤事故発生時の対応⑥廃止・休止の届出と便宜の提供 等 |

3 介護予防通所介護に相当するサービスについて

●介護予防通所介護に相当するサービスの提供形態例(要介護者と一体型)

| | |
|-------|---|
| 人員配置例 | <p>≪機能訓練室の面積が70㎡の場合≫ 利用定員:23人(要介護者、要支援者、事業対象者)</p> <ul style="list-style-type: none">①管理者 専従1人(兼務可)②生活相談員 専従1人③看護職員 専従1人④機能訓練指導員 1人⑤介護職員 専従3人 <p>利用者数1～15人:1人 利用者数16～20人:2人 利用者数21～23人:3人</p> |
|-------|---|

※介護予防通所介護に相当するサービスの場合、要介護者、要支援者、事業対象者を同じ機能訓練室で同じ時間帯に一体的に実施することを基本とする。

3 介護予防通所介護に相当するサービスについて

(2) 単価等

○通所サービスは、月額包括報酬と1回あたりの単価を併用する。

○加算については、現行と同様とする。

※詳細はサービスコード表 参照

| サービス内容略称 | 利用対象者 | サービスコード項目 | 単位数 | サービスコード種類 |
|-----------------------|---------------|-----------|--------------|-----------|
| 通所型サービス1 (週1回程度) | 要支援1 事業対象者 | 1111 | 1,647単位 | A6 |
| 通所型サービス1回数 (週1回程度) | 要支援1 事業対象者 | 1113 | <u>378単位</u> | |
| 通所型サービス2 (週2回程度) | 要支援2 | 1121 | 3,377単位 | |
| 通所型サービス2回数 (週2回程度) | 要支援2 | 1123 | <u>389単位</u> | |

※平成30年3月までみなし指定事業者が使用していた「A5」コードは廃止されます。ご注意ください。

3 介護予防通所介護に相当するサービスについて

○1回あたりの報酬単価、1月あたりの報酬単価のどちらを使用するかの基本な考え方は、下記のとおりとする。

【要支援1認定者の場合】

- ◆1か月の利用回数が4回以下の場合 $378\text{単位} \times \text{利用回数}$
- ◆ただし、1か月5回以上利用した場合は、1,647単位(月額包括報酬)

【要支援2認定者の場合】

- ◆1か月の利用回数が8回以下の場合 $389\text{単位} \times \text{利用回数}$
- ◆ただし、1か月9回以上利用した場合は、3,377単位(月額包括報酬)

【事業対象者の場合】

- ◆1か月の利用回数が4回以下だった場合 $378\text{単位} \times \text{利用回数}$
- ◆ただし、1か月5回以上利用した場合は、1,647単位

※これまでは事業対象者に対して、要支援2と同等のサービスを提供することが可能であったが、平成30年4月から新規事業対象者については、要支援1と同等のサービス提供回数とする。

3 介護予防通所介護に相当するサービスについて

(3) 基本的考え方

○今後要介護者数の増加に伴い、通所介護のニーズが大幅に増大することが見込まれる。介護職員の人材不足の状況は続いているため、現行の通所介護に相当するサービス提供対象者については、有資格者の支援が必要な者を中心とする方向へ変更する。

※対象者の考え方

現行の介護予防通所介護相当の対象者は、以下のようなケースとなる。

- ①すでにサービスを利用しており、心身の状況や環境の変化に対する適応力等を勘案し、現行のサービスを継続する必要があると認められる者
- ②生活機能向上への専門職の支援を受けることで、改善・維持が見込まれる者
- ③退院直後で心身の状態が変化しやすく、専門的なサービスが必要な者
- ④疾病等により、継続して医学的管理、観察が必要な者
- ⑤入浴、食事、排せつに介助が必要な者 など

※②③④⑤については、心身の状態の改善状況によって、サービスの必要性を再検討する。

4 支給限度額等の基準

| 利用区分 | サービス利用パターン | ケアマネジメント費 | 支給限度額 |
|-------|------------------------|-------------------|----------------|
| 事業対象者 | 訪問型・通所型 サービスのみのみ | 介護予防ケア マネジメント費 | 5,003単位 |
| 要支援1 | 介護予防給付のみ | 介護予防支援費 | 5,003単位 |
| | 介護予防給付＋ 訪問型・通所型サービス | | |
| | 訪問型・通所型 サービスのみのみ | 介護予防ケア マネジメント費 | |
| 要支援2 | 介護予防給付のみ | 介護予防支援費 | 10,473単位 |
| | 介護予防給付＋ 訪問型・通所型サービス | | |
| | 訪問型・通所型 サービスのみのみ | 介護予防ケア マネジメント費 | |

5 介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービスのサービスコードの変更等について

○変更の時期

サービスコードの変更は、平成30年4月利用実績分(平成30年5月請求)から適応となる。

○変更内容

みなし指定を受けていた事業所が使用していた「A1」「A5」は廃止

介護予防訪問介護に相当するサービスは「A2」に統一

介護予防通所介護に相当するサービスは「A6」に統一

《留意事項》

- ①みなし指定によりサービスを提供していた事業所が、新規指定を受けないままサービス提供を行い、介護報酬を請求した場合、請求は通らない。(返戻扱い)平成30年4月時点で利用者がある事業所については、必ず、平成30年2月末日までに指定申請を行う必要がある。
- ②糸島市の事業者指定を受けていた事業所が、総合事業のサービスを提供中止とする場合、市へ廃止届を提出する必要がある。(事業所の市外への移転等の事由が想定される。)また、サービス利用を継続する利用者がある場合は、他の事業所に引継ぎを行う。
- ③総合事業のサービスコードについては、自治体によって異なるため、複数の自治体の指定を受けている事業所は、注意が必要である。

6 住所地特例対象者に対する事務等について

【住所地特例とは？】

住所地特例対象施設に入所することにより、当該施設の所在する場所に住所を変更した被保険者については、例外として施設入所前の住所地の市町村が保険者となる。

(1) 平成27年4月からの住所地特例に係る事務の見直し概要

○住所地特例の対象施設にサービス付き高齢者向け住宅を含む改正が行われた。

(法第13条)

※ただし、改正の対象となるのは、平成27年4月1日以降に該当する施設に入居した者

(改正法附則第12条)

○住所地特例者に対する介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)を含めた地域支援事業については、施設所在市町村が行う。(法第115条の45第1項)

※ただし、任意事業については、保険者市町村も行うことができる。

(例えば給付適正化事業等)

○住所地特例対象者に対する介護予防支援については、施設所在市町村が指定した地域包括支援センター(介護予防支援事業者)が行う。(法第58条第1項)

6 住所地特例対象者に対する事務等について

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

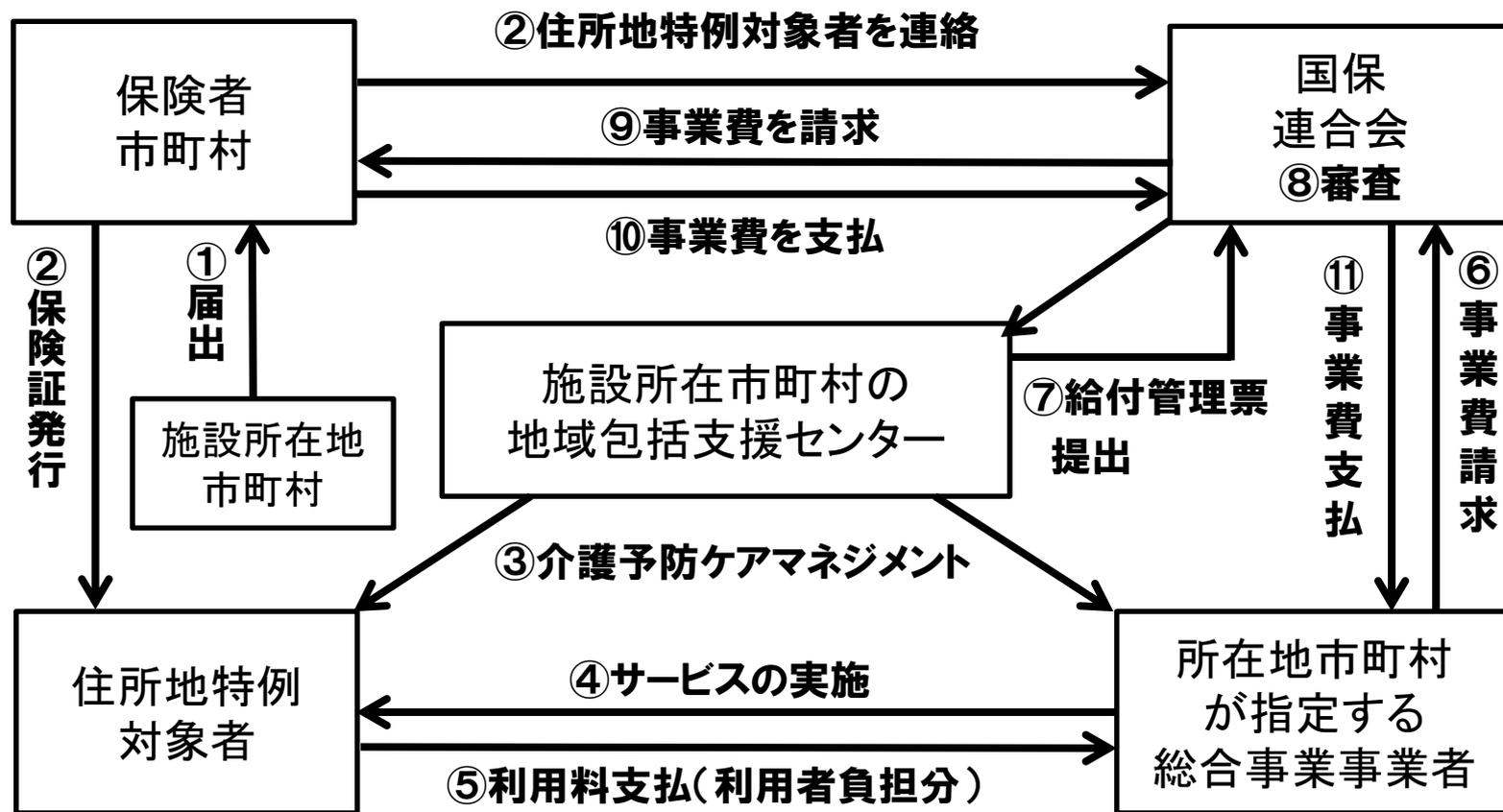
| 区分 | サービスを受けることができる事業者 | 費用額 | 費用負担 |
|-----------------|-------------------|--------------|---------|
| 国保連合会経由で支払うサービス | 施設所在市町村が指定する事業者 | 施設所在市町村が定める額 | 保険者市町村 |
| 市町村が直接支払うサービス | 施設所在市町村が指定する事業者 | 施設所在市町村が定める額 | 施設所在市町村 |

(3) ケアマネジメント

| 区分 | サービス実施主体 | 費用負担 |
|--------------|---------------------|--|
| 介護予防ケアマネジメント | 施設所在地市町村の地域包括支援センター | 国保連合会経由で財政調整 ※施設所在市町村が毎年保険者市町村別該当者数を提出。国保連合会が各市町村に請求・支払を行う。 |
| 介護予防支援 | 施設所在地市町村の地域包括支援センター | 国保連合会経由で保険者が支払 |

6 住所地特例対象者に対する事務等について

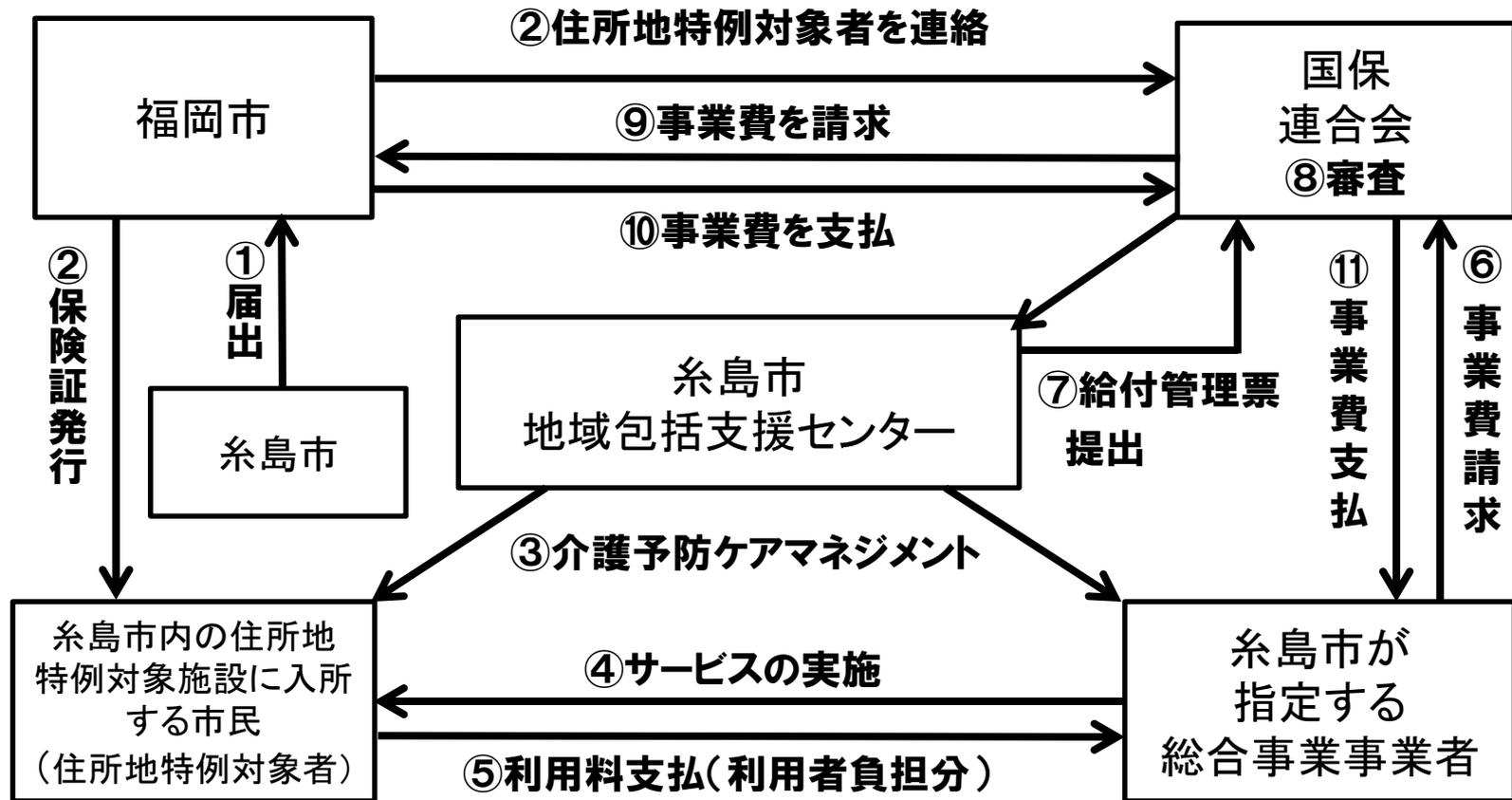
(4) 事務の流れ



※介護予防ケアマネジメント費についても、平成29年度より国保連合会を経由した支払が可能になっている。

6 住所地特例対象者に対する事務等について

【例】 福岡市から糸島市内の住所地特例対象施設に入所している市民(住所地特例対象者)の場合



例のように住所地特例対象者は、施設所在市である糸島市が指定した総合事業事業者でサービスを利用できる。

7 その他留意事項

(1) 糸島市に住民登録を行っていない利用者について

○原則、居所に住民登録を行うことを勧める。

○住民登録を行っている自治体が、他市の事業者を指定する方針であった場合、事業者指定を行えばサービス利用が可能となる。

※総合事業は地域支援事業に位置付けられており、地域特性に応じ、保険者が事業を構築していくものとされている。そのため、居住している自治体の事業を利用することが、原則である。

(2) 住所地特例対象者のサービス提供を行う場合

住所地特例対象者は、住所地特例施設が所在する市町村から指定を受けている事業所からサービスを受ける。従って、当該対象者の保険者から別途指定を受ける必要はない。

(3) 生活保護受給者が総合事業を利用する場合について

国保連合会経由で支払を行うサービス事業については、介護予防給付と同様に、介護扶助費(公費)として、利用者の自己負担分について給付を行う。

(4) 被爆者手帳所持者に対する公費助成について

国保連合会経由で支払を行うサービス事業については、介護予防給付と同様に、公費助成する。(手続き方法等も変更なし)